

令和4年4月28日

各位

広島県信用組合

### 不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当組合におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする地域金融機関といたしましては、このような不祥事件を発生させてしまい、被害を受けられたお客さまをはじめ、日ごろよりご支援とご愛顧を賜っております組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまに対し、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 内容    | お客さまよりお預りした定期積金掛込金の着服、普通預金の不正出金と払出金の着服、入金依頼された普通預金の着服  |
| (2) 発生店舗  | 安古市支店  |
| (3) 事故者   | 元渉外担当職員（20代 男性）  |
| (4) 発覚日   | 令和4年4月5日   |
| (5) 発覚の経緯 | お客さまから身に覚えのない普通預金の出金がある旨のお問い合わせを受け調査をした結果、不正行為が発覚いたしました。   |
| (6) 発生期間  | 令和3年12月24日から令和4年3月18日  |
| (7) 事故金額  | 789,141円（事故累計額989,141円）<br>・定期積金の掛込金の着服<br>事故金額 140,000円（累計 340,000円）<br>期 間 令和3年12月24日～令和4年2月18日<br>・普通預金の不正出金と払出金の着服<br>事故金額 600,000円（累計 600,000円）<br>期 間 令和4年2月25日～令和4年3月18日<br>・入金依頼された普通預金の着服<br>事故金額 49,141円（累計 49,141円）<br>期 間 令和4年1月5日～令和4年1月19日 |
| (8) 実質損害額 | 調査結果に基づき元職員の親族より弁済を受けており、現時点において損害額は発生しない見込みです。  |

#### 2. お客さまへの対応

被害を受けられたお客さまには、事情を説明し、深くお詫びを申し上げるとともに、被害金額につきましては、全額弁済させていただきました。

3. 関係機関への届出等

事故発覚後、速やかに監督官庁等への届出を行うとともに、警察へも通報しております。

4. 関係者の処分

元職員については、令和4年4月22日付で懲戒解雇処分としました。また、役員および関係職員については、経営責任、管理監督責任等を踏まえ、内部規程に基づき厳正に処分いたします。

5. 今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態が二度と発生しないようコンプライアンス意識の更なる醸成とともに、再発防止策を徹底し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

※ なお、本件に関してお気付きの点がございましたら、下記までお知らせください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

広島県信用組合 総務部 担当 濱岡

TEL (082) 242-5586 平日9:00~17:00